

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（223）」
2. 日時：平成29年7月21日 10時00分～11時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、田尻安全審査官、大塚安全審査官、吉村安全審査官、
穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室副室長 他8名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム主任

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 降下火砕物の層圧の変更に伴う建物・構築物に係る影響評価において、許容堆積荷重の考え方を建物の材料情報を含めて整理して提示すること。また、過去の適用事例についても併せて提示すること。
- 設備名称を示す場合は、「海水ポンプ」及び「海水ストレーナ」のように大枠でなく「残留熱除去系海水ポンプ」等、対象設備を明確に提示すること。
- 降下火砕物の層圧の変更に伴う影響評価において、各ポンプのモーターフレーム内に降下火砕物の流入する可能性を確認した上で、ポンプの停止リスクを含め整理して提示すること。
- 降下火砕物のその他設備への影響評価について、評価結果を整理して提示すること。
- ディーゼル発電機の吸気フィルタについて、捕集率の妥当性を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 新規規制基準適合への対応状況（外部からの衝撃による損傷の防止）
- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 玄海発電所／東海第二発電所 比較表（火山事象に関する基本方針）